令和４年第３回羽村・瑞穂地区学校給食組合

議会（定例会）会議録

令和４年１１月１１日（金）午後２時００分より、令和４年第３回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を西多摩衛生組合会議室に招集した。

１．出席議員　　６　名

１　番　原　　隆夫	２　番　富永　訓正	３　番　鈴木　拓也
４　番　石川　　修	５　番　石居　尚郎	６　番　小川　龍美

２．欠席議員　　０　名

３．出席説明者

管理者	橋本弘山	副管理者	杉浦裕之
教育長	儘田文雄	会計管理者	小山和茂
事務局長	田中智文	給食課長	友野裕之
職員係長	渡辺佳則	庶務係長	所　貴之
管理給食係長	瀧島淳介	代表監査委員	渡辺　晃

４．本日の日程は、次のとおりである。

議事日程（第１号）

日程第　１	会議録署名議員の指名について	
日程第　２	会期の決定について	
日程第　３	一般質問	
日程第　４	認定第　１号	令和３年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について
日程第　５	議案第　８号	専決処分の承認を求めることについて〔令和４年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第１号）令和４年９月３０日専決〕
日程第　６	議案第　９号	羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第　７	議案第１０号	羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第　８	議案第１１号	令和４年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第２号）
日程第　９	議案第１２号	令和４年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について

日程第１０　　議員提出議案第１号　羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則の一部を改正する規則

日程第１１　　議員派遣について

開会時刻　午後２時００分

○議長（小川龍美）　皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は６名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和４年第３回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を開会いたします。

議事日程に入る前に管理者から発言の申出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山）　皆様、こんにちは。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和４年第３回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中、議員各位のご出席を賜り開催できますことを厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より当組合の運営につきましても、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

さらに、１０月７日には、当組合の令和３年度歳入歳出決算審査を開催し、渡辺代表監査委員、石川監査委員より、厳正なる審査を行っていただき、誠にありがとうございました。

なお、決算審査結果を後ほどご報告していただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

さて、現在の組合事業の状況につきましては、年度当初より順調に進捗しておりますが、新型コロナウイルス感染症に対しては、依然として予断を許さない状況でありますので、職員の感染予防に万全を期して対応に努めております。

施設及び設備の維持管理につきましては、夏季休業期間中に、電気設備及び消防設備の交換修繕、第１センターにおいて連続式ガスフライヤーの買換えを行い、安全で安心な給食の提供に努めております。

今日の学校給食は、栄養バランスの取れた多様な献立の提供に加えて、食材の安全性の確保、地場産野菜の活用、食文化の次代への伝承等、様々な課題への対応が求められております。今後も、さらに良質で信頼できる給食の提供に努めてまいります。

なお、本日、組合からご提案申し上げます案件につきましては、令和３年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定についてなど６件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定をくださいますようお願いを申し上げます。

この文章とは違いますけれども、この間、給食のポスターコンクールがありましてね。５０２件、子供たちに応募していただきまして、すばらしい作品がありまして、今度、

新しく選出された４点が配送の車の横に新しく貼り出されて市内をめぐるということなので。子供たちも本当に五百何点もあって、すばらしいなと思いました。今度、機会があったら、ぜひご覧いただきたいなと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小川龍美）　以上をもって管理者の発言は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程（第１号）のとおりです。

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第７１条の規定に基づき、４番　石川　修議員、５番　石居尚郎議員を指名いたします。

次に、日程第２、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

次に、日程第３、一般質問を行います。

なお、本議会の議場については登壇すべき演台がございませんので、自席での質問及び答弁をお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、発言を許します。２番富永訓正議員。

○２番（富永訓正）　２番、公明党の富永訓正でございます。

通告書に従いまして１項目「給食センター施設の更新について」 一般質問をさせていただきます。

１か月前となりますが、令和４年１０月１１日、当学校給食組合議会にて、昨年１２月に開設されました秦野市学校給食センター（はだのっ子キッチン）を視察させていただきました。最新の調理設備やアレルギー対応食等をはじめ、センターの建設、運営、維持管理等の施工方式を様々な角度からの検討の結果、官民連携によるＰＰＰ（Ｐｕｂｌｉｃ　Ｐｒｉｖａｔｅ　Ｐａｒｔｎｅｒｓｈｉｐ）とした経緯等を大いに理解することができました。

また、将来的な施設の更新やアレルギー対応食等への課題がある当給食センターですが、当給食組合の給食事業の向上のためにも大変に参考になり、有意義な視察でございました。

当給食センターの今後について、令和３年１１月定例議会でも質問いたしましたが、当センター施設の老朽化、調理関連設備等に対する課題等からも、今回のはだのっ子キッチンの視察は、今後の当センターの在り方の方向性を定める大変参考になり、よき先例となり得ると私は捉えております。

こうしたことを踏まえ、当給食センターの今後をどうしていくのか、様々な角度からしっかりと検討に着手すべきではないかと考え、質問をさせていただきます。

（１）秦野市学校給食センター（はだのっ子キッチン）の視察による当学校給食組合管理者としての所管をお伺いいたします。

（２）食物アレルギー対応食等への課題は、当給食センターにとって長年の課題でもあります。児童・生徒のことを第一に考えて、一日も早い施設の更新を目指すべきではないでしょうか。

（３）近い将来、必要になる施設の更新に向けて、今後の児童・生徒数の推移やＰＦＩ・ＰＰＰなど様々な官民連携手法など、あらゆる角度から、早急に当給食センターの施工方式の具体的な検討に着手してはいかがでしょうか。

以上、ご答弁のほど、よろしくお願いします。

〇議長（小川龍美）　橋本管理者。

〇管理者（橋本弘山）　２番富永訓正議員のご質問にお答えします。

ご質問の「給食センター施設の更新について」の１点目「秦野市学校給食センター（はだのっ子キッチン）の視察による、当学校給食組合管理者としての所感を伺う」についてですが、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議員等視察は、以前から２年に１回程度を基本として実施しており、今回の１０月１１日の視察には、管理者として私も初めて同行いたしました。

秦野市学校給食センターの視察では、最新の設備を兼ね備えた調理場での実際の調理風景を拝見するとともに、秦野市学校給食センター関係者による丁寧な説明により、施設の内容や運営方法などを聞くことができました。

視察した内容は、羽村・瑞穂地区学校給食センターの将来像の一つとして、大変参考になったと感じています。

次に、ご質問の２点目「食物アレルギー対応食等への課題は、当給食センターにとっても長年の課題でもある。児童・生徒のことを第一に考えて、一日も早い施設の更新を目指すべきではないか」と、３点目「近い将来、必要になる施設の更新に向けて、児童・生徒数の推移やＰＦＩ・ＰＰＰなど様々な官民連携手法など、あらゆる角度から、早急に当給食センターの施工方法の具体的な検討に着手してはどうか」については、関連がありますので併せてお答えいたします。

現在の施設では、敷地面積の広さの問題から、完全に仕切られたアレルギー専用の調理スペースを確保することが困難であり、食物アレルギー対策の一環で実施する食物アレルギー除去食及び代替食の提供は、現状ではその実施は難しい状況にあります。

このような食物アレルギー対応食等への課題に加え、施設全体を通して、施設の老朽化や衛生管理に関する課題がある中で、今後も学校給食の安定的提供及び食育の推進を図るためには、将来的に施設の更新も必要と考えています。

現在、組合事務局において、他の給食センターの更新事業や整備計画を参考として、当給食センターの将来の姿について、「新給食センター構想策定支援委託」により、令和５年２月中旬を目途として資料の取りまとめを行っているところであります。

委託の具体的な内容は、現時点で推計した５年後の児童・生徒数及び施設の課題を基に、理想とする建設用地の広さ及び施設機能の検証、調理エリア及び事務所エリアの配置・検証、アレルギー対応施設や大規模災害時に対応する施設の検証など、様々な想定される項目の検証を行い、施設の更新を具体的に検討するに当たって必要となる基礎情報を取りまとめることとしています。

今後、組合事務局で取りまとめた課題や方向性を基に、学校給食組合教育委員会のみ

ならず、両市町教育委員会も含めて協議を進め、施設更新の基本となるこれからのセンターの在り方を導き出していきたいと考えています。

以上で答弁を終わります。

○議長（小川龍美）　富永訓正議員。

○２番（富永訓正）　ご答弁ありがとうございました。

それでは、質問項目につきましての再質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

初めに、今回視察させていただいた秦野市学校給食センター（はだのっ子キッチン）ですけれども、先ほども申し述べましたとおり、最新の調理設備、アレルギーへの対応食等をはじめ、センターの建設、運営、維持管理等の施工方式を官民連携によるＰＰＰとした経緯など、大変参考になり、有意義な視察をさせていただき、大変にありがとうございました。

また、視察を受け入れていただいた秦野市学校給食センターの皆様に、改めて御礼を申し上げたいと思います。

そこでお伺いいたしますけれども、視察の目的としては、当組合の給食事業の向上のためと、大きなものとなっておりますけれども、数ある給食センターの中で、当組合として今回、特にはだのっ子キッチンを視察先とした経緯、目的などの理由、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小川龍美）　田中事務局長。

○事務局長（田中智文）　今回、秦野市学校給食センターに視察した経緯なんですが、本来であれば、令和３年度中に議員の改選がありましたので、その年度に行うのが通例のパターンでございます。ただ、このコロナ禍でございましたので、その３年度中の実施は受け入れる側も受入れ体制が整わないということで、３年度は見送った経緯があります。

早い時期に議員の皆さんにいろいろ視察いただいて、うちのセンターは老朽化していますので、当然更新の時期というか、将来への課題がありますので、最新の施設を整えた学校給食センターを視察するという前提で視察先を探したという経緯があります。

その中で、なぜ秦野市の学校給食センターかというと、ターゲットとしてまずそこに絞ってやったわけではありません。こんなコロナ禍ですので、まずは前提条件として施工を大体３年から５年程度、最新の設備がないとあんまり視察の意味がありませんので、そういう３年から５年以内の施設を中心に、あとは移動距離とかありますので、行ける範囲内でその前提条件にはまった給食センターに幾つかお声かけをさせていただいたという経緯があります。

実際には、秦野市学校給食センター、今回初めて視察を受けていただいたんですけど、ほかのところも「やっぱりこういう状況なので、ちょっと見送らせてください」というところが多くて、実際には５、６か所、その秦野市の前にお声かけをさせていただきました。その中で今回、秦野市学校給食センターさんが、今まで受けていなかったんですけど、ちょうどタイミングがよく、「じゃあ、これから受入れようかなというところだったのです」ということでお答えいただきましたので、そこに決定させていただいたという経緯であります。以上です。

○議長（小川龍美）　富永議員。
○２番（富永訓正）　よく分かりました。ありがとうございました。
　私も、これまで幾つかの給食センターを視察させていただいたことがありますけれども、どこも自治体による直接施工や運営によるものが多かったんですけれども、今回のようなＰＰＰによる施設の整備、運営を行っているという給食センターの施設は、記憶の中では初めてだったかなというふうに思っているんですけれども、施設の設計、建設、維持管理並びに運営ですね。　まさに民間の資金とノウハウを活用し、サービスの提供を民間主導で行うことで効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図っていると、そういうＰＰＰの具体例を見させていただき、考え方もよく分かりましたし、また私自身も非常に魅力を感じたところです。
　先ほど、視察に対する管理者としての主観はお伺いいたしましたけれども、このＰＰＰによる施工方式について、当組合としてはどのように見ていらっしゃるのか、改めてお伺いしたと思います。
○議長（小川龍美）　田中事務局長。
○事務局長（田中智文）　今回、視察に行きまして私も本当に驚いたのは、構想から４年間で運用をしたというところに、大変スピードがあるなというところで、そこについてはすごく印象に残っています。
　このＰＰＰなんですが、当給食センターにベストかというと、それはまたちょっと話が違うのかなという感じでは私はいます。
　具体的にいうと、秦野市給食センターは、視察のときにお伺いしたとおり、中学校の給食を調理するセンターでございます。それまではお弁当ということで、学校給食を一切やっていない施設を新たに立ち上げたという施設になります。
　一方、当給食センターについては、昭和の時代から長きにわたって小中学校に対して給食の提供を行っていた施設でございますので、しかも、運営形態は直営ということで、学校給食組合の調理員、プロパーの正職員も何人かいるのも実態でございます。施設の更新とともに、それらの雇用の問題も同時に解決していかなければいけない問題も抱えているのも確かでございます。
　それと羽村と瑞穂というエリアの特性ですね。この中には横田基地が隣接しています。横田基地に隣接している施設ですと、防衛機能を備えた給食センター、例えば、福生市の食育防災センターみたいなそういうところをイメージしていただけるといいと思うんですけれども、ああいう施設を施工しますと防衛省の採択の可能性があります。横田基地周辺なので、もしそういう、まだ候補地がないですけど、そういうところになる可能性があれば、十分採択の可能性があります。そうすると、補助金の有効活用という点で、ＰＰＰは一切補助金を活用しない、その代わりスピードが速いという特性がありますので、その辺を総合的に勘案して施設の更新については検討していきたいと思います。以上です。
○議長（小川龍美）　富永訓正議員。
○２番（富永訓正）　ちょっと今の質問とダブっちゃうかもしれないんですけれども、はだのっ子キッチンの場合、ＰＰＰによる施工方式。施設整備費、運営、将来リスク分を含めて２０年間での事業費が６９億円ということでした。単純計算で年間事業費は約３．

５億円ほど。当然、中の正規の職員さんのものというのは入っていないと思われますけれども、当組合の年間予算額はおおよそ４億円ということで、ほぼ、ここだけ見れば同規模なのかなというふうに思います。

建設地など土地をどうするか、そういうこともありますけれども、単純に比較できないんですが、初期投資をかなり抑えられるのかなというふうに考えまして、メリットが非常に大きいのかなというふうに考えております。

この点、改めて当組合としてはどのようにお考えなのか、お願いします。

○議長（小川龍美）　田中事務局長。

○事務局長（田中智文）　議員のご指摘のとおり、秦野市の学校給食センターは２０年間の総事業費が６９億円ということでお伺いしていますので、それを３０年で割ると３億数千万円とかの規模になるんですが、ここの施設の規模でいうと、たしか４，３００食になります。羽村・瑞穂になりますと、今現在提供している食数が７，１００食ぐらいの規模になりますので、規模的にはちょっと羽村・瑞穂よりはコンパクトな形になりますので。

当然、その後の建設費というものは、この１８億円と示されていますけれども、秦野市の場合は。この給食組合の規模でいくと、もうちょっと、変な話２５億円とか、今、物価高ですごく鉄が高騰したり、あるいはこれから賃金が上がってその経費も上がることが考えられますので、そうしますと、３０億円なんていうことも考えられるのかなと思いますので、この金額でできるかといったら、ちょっと難しいと考えています。

以上です。

○議長（小川龍美）　富永議員。

○２番（富永訓正）　将来の更新に向けて様々基礎調査をはじめ、これから取りかかるということだったと思うんですけれども、来年ですかね、２月の中旬というか、そういうことでしたけれども、施設の更新に向けてそうした検討や構想、計画、最終的には建設、運用開始というふうになるんですけど、ある程度、年単位の時間が必要と思うんですけれども、おおよそのイメージとして、先ほど来年の２月までには基礎調査という話も、その辺を進めて、その後、様々な検討に入っていくと思うんですけど、おおよそのイメージとして、施工方法、運用方法など、今後の施設の更新の方向性を定めるところまでとして、当組合としてはどの程度の期間的なものをイメージされているのか。お答えしづらい部分もあるかもしれないんですけれども、あくまでイメージ的なものということでお伺いできれば、お聞きしたいと思います。

○議長（小川龍美）　田中事務局長。

○事務局長（田中智文）　そうですね、秦野市の場合は構想から４年ということなんですけど、そこには秦野市長さんの公約だったりそういうものも背景にはあると感じております。

通常でありますと、逆算してこう申し上げてまいりますけれども、施設の建設、大体７，０００食レベルの給食センターですと、大体２年ぐらいは要するものと考えられます。その施設の設計に１年、あと、先ほど言いましたけど、補助金を採択するのであれば、事前協議なんかも含めて関係機関との協議の期間が、その設計をする前に１年間必要であると考えます。そうしますと、その前に運営形態だとかそういうものも、官民連

携手法の活用ができるのかどうかの費用対効果の検証というのも、実際にしなければいけませんので、その期間が１、２年間ぐらいかかるのではないかと思います。

同時に、羽村、瑞穂で、例えば、多額の、補助金を使えるといっても多額の経費がかかりますので、羽村市、瑞穂町の財政的な調整も必要ですし、あとは具体的な更新が決まれば、具体的に用地を探さなければいけないとか、そういう期間もありますので、そういう事前準備の期間が２、３年かかるんじゃないかと考えていますので、トータルしていただければ、大体、通常であれば７、８年かかるのが普通なんじゃないかなというふうに現状では考えております。

以上です。

○議長（小川龍美）　富永議員。

○２番（富永訓正）　ありがとうございました。

いずれにしましても、近い将来、給食センターの更新が必要になるということは間違いないことだと思いますので、それに向かって準備も進めていらっしゃるということですから、そのときに向けて、今からしっかりと準備を進めていっていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小川龍美）　これをもちまして一般質問を終わります。

しばらく休憩といたします。

午後２時２７分　休憩

午後２時２８分　再開

○議長（小川龍美）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第４、認定第１号「令和３年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。

本件について管理者の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山）　認定第１号「令和３年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定」につきまして、ご説明いたします。

令和３年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算は、歳入総額４億１，０３１万５，３３８円、歳出総額３億４，８２７万２，６１８円、歳入歳出差引残額６，２０４万２，７２０円が翌年度繰越額となりました。

歳入の主なものは、両市町からの分賦金が３億３，８３０万７，０００円で、歳入総額の８２．４５％を占めております。

次に、前年度繰越金は７，１５４万４，５２６円で、１７．４４％です。

次に、歳出ですが、議会費は７０万３，３６１円で、歳出総額の０．２０％を占め、事務所費は９，５８５万１３８円で、歳出総額の２７．５２％を占め、教育費は２億５，１７１万９，１１９円で、歳出総額の７２．２８％となっております。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（小川龍美）　田中事務局長。

○事務局長（田中智文）　それでは、認定第１号「令和３年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算」の細部につきましてご説明いたします。

決算書の８ページからの事項別明細書でご説明いたしますので、お手数ですが、お開きいただければと思います。

初めに、歳入です。

第１款分賦金の収入済額は、３億３，８３０万７，０００円で、前年度と比較して４，７７１万１，０００円の減です。

次に、第２款繰越金の収入済額は、７，１５４万４，５２６円となり、前年度と比較して２，３７６万８，８０２円の増です。

増額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で、令和２年３月に緊急事態宣言の発出により小中学校が臨時休業になったことに伴い、４月、５月の給食の提供が休止となったこと、６月に簡易給食の提供を行ったことにより、給食の調理に係る光熱水費や配送業務委託、消耗品費など、給食の提供に係る経費の支出が減となったことから、令和２年度決算において不用額が増加したため、結果として繰越金が増加いたしました。

次に、第３款の諸収入の収入済額は、４６万３，８１２円で、前年度と比較して５６４万４，２８５円の減です。

減額の主な要因は、令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、小・中学校が臨時休業し、給食提供業務が休止になったことにより、食材納入事業者に対して、既に発注していた食材にかかるキャンセル料について、学校臨時休業対策費補助金の交付を組織市町を通して受けましたが、これが皆減になったことによります。

以上、歳入の収入済額の合計は、４億１，０３１万５，３３８円です。収入済額は、前年度比２，９５８万６，４８３円、６．７３％の減となっております。

次に、歳出について説明いたします。

１０ページ、１１ページをお開きください。

初めに、第１款議会費の支出済額は、７０万３，３６１円で、支出の構成比率は０．２０％です。

歳出の主なものは、議員報酬、会議録作成委託料です。

次に、第２款事務所費の支出済額は、９，５８５万１３８円で、支出の構成比率は２７．５２％です。

まず、第１項組合事務費ですが、支出済額は９，５７９万５，８９３円で、支出の主なものは、正副管理者及び事務職員の人件費、施設や設備の維持管理に係る経費です。

なお、不用額の主な理由ですが、２給料の一般職給料が、再任用職員が週５日勤務から週４日の勤務に任用形態が変更になったこと及び休職者がいたこと等により当初の見込より少なかったこと、３職員手当等の時間外勤務手当が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、夜間の給食費集金を当初見込みより行えなかったこと、期末手当の支給割合の引下げによることなどによるものでございます。

１４ページ、１５ページをお開きください。

第２項監査委員費ですが、支出済額は５万４，２４５円で、監査委員２名の報酬です。

次に、第３款教育費です。支出済額は２億５，１７１万９，１１９円で、支出済額の構成比率は７２．２８％です。

まず、第１項教育総務費の第１目教育委員会費ですが、支出済額は１５万４，５６５

円で、主なものは、教育委員会委員への報酬です。
次に、第２項保健体育費ですが、支出済額は２億５，１５６万４，５５４円です。
第１目学校給食費の支出済額は、２億４，５２２万８，５５４円です。
内訳ですが、１報酬は、支出済額は３，１２４万６，３８０円で、運営審議会委員及び会計年度任用職員の報酬です。
なお、不用額の主な理由は、会計年度任用職員報酬が、調理師及び調理補助員の募集を行いましたが定員に満たなかったことなどによります。
１６ページ、１７ページをお開きください。
１０需用費の支出済額は、５，４０６万７，１６８円で、手袋・マスク、洗剤、前かけ、献立表用紙などの給食用消耗品、重油代、電気・ガス・水道料などの光熱水費のほか、施設及び備品修繕費等です。
次に、１２委託料ですが、支出済額が５，４７５万２，７５７円で、施設の維持管理、給食事業にかかる業務の委託料等です。
なお、不用額の主な理由は、給食配送委託の委託料が予算積算の見積りより契約金額が減したことなどによります。
次に、１３使用料及び賃借料ですが、支出済額が２３２万６，４１６円で、給食献立等システム機器などの賃借料です。
１７備品購入費は、支出済額が５６１万９，２８４円で、主なものは、第１センターの平成１３年に購入した蒸気回転釜１台及び平成１０年に購入した消毒保管機を、経年劣化による不具合の発生頻度の増加や、年数経過による修繕部品の製造中止などに対応するために買換えたものです。
１８ページ、１９ページをお開きください。
次に、第２目施設整備費ですが、支出済額は６３３万６，０００円です。
なお、不用額の主な要因は、第１センター給水給湯配管設備改修工事に関して、予算積算時に予定していた配管設備の工事内容を入札に当たり精査しましたところ、給水管５種、給湯管５種に関して、部材の数量の見直しをしましたことから、契約金額が減になったことによります。
次に、第４款公債費の当初予算額は１，０００円で、支出はございませんでした。
次に、第５款予備費ですが、当初予算額が２００万円、補正予算で２，１５４万４，０００円を増額し、予算現額は２，３５４万４，０００円です。充用はございませんでした。
以上、歳出の支出済額合計は、３億４，８２７万２，６１８円です。
２０ページをご覧ください。
令和３年度羽村・瑞穂地区学校給食組合実質収支に関する調書です。
歳入総額が４億１，０３１万５，３３８円、歳出総額が３億４，８２７万２，６１８円、歳入歳出差引額が６，２０４万２，７２０円、実質収支も同額です。
次に、２２ページ、２３ページをお開きください。
財産に関する調書です。決算年度中のこれらについての増減はございませんでした。
最後になりますが、２４ページをお開きください。
物品関係の調書です。決算年度中の増減につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、令和３年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の細部説明とさせていただきます。

○議長（小川龍美）　以上をもって本件についての説明は終わりました。

次に、本件に関し、監査委員から審査意見についての説明を求めます。渡辺代表監査委員。

○代表監査委員（渡辺　晃）　令和３年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の監査結果について報告いたします。

地方自治法第２３３条第２項の規定に基づき、去る１０月７日午後１時３０分から、羽村・瑞穂地区第２学校給食センター会議室において、石川委員とともに橋本管理者、小山会計管理者、その他関係職員の立会いの下に監査を実施いたしました。

審査に当たりましては、管理者から提出された決算書が適法な手続により作成されているかどうか確認するとともに、決算の計数に誤りがないか、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを中心に、諸帳簿及び関係書類と照合した結果、決算書は法令に基づき作成されており、計数についても正確であり、予算の執行も適正であることを確認いたしました。

以上、令和３年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算監査結果の報告を終わります。

○議長（小川龍美）　以上をもって監査委員の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。鈴木議員。

○３番（鈴木拓也）　いくつかありまして、３つですので、まとめてお聞きしていいですかね。

○議長（小川龍美）　はい。

○３番（鈴木拓也）　決算書のほうなんですけれども、１５ページ、先ほど事務局長から報告があったんですけれども、会計年度任用職員、募集したけど定員を満たすことができなかったということです。どういうお仕事の方を募集して足らなかったのか。そういう形で仕事の量がほかの方に増えてしまうということになってしまうわけですけれども、何とかこなせたのか。また、今後、この募集をきちんとしなければいけませんから、どうしていこうと考えているのか。

３項目というか、細かくなってしまったんですが、でもいいですね。すみません、それお尋ねいたします。

２点目は、１枚めくりまして１７ページです。

中段頃に需用費の中の備品等修繕料がございまして、１３０万円余ですけれども、予算は３００万円ほど取られている形になっています。これはなぜこれだけお金が余ったのかという点が大きな２点目です。

３点目は、先ほどご報告でもあったんですけれども、下のほうに行きまして委託料の中の給食配送業務委託、予算では３，９００万円取っておりましたけれども、決算は３，４００万円、５００万円余、余っております。これは安いことに越したことはないんですけれども、どうしてなのか。必要な業務はきちんと行っていただけるのかということです。２点お尋ねします。

以上です。

○議長（小川龍美）　友野給食課長。
○給食課長（友野裕之）　それでは、３点のうち１点目と２点目について、私のほうからお答えさせていただきます。
　初めに、１点目、会計年度任用職員の報酬の件につきましてでございますが、まず、募集した内容については、調理師と調理補助、こちらの２種目について募集をかけました。
　結果でございますが、不足の期間中は、やはり在職の職員の協力体制を密にしまして、学校給食に滞りがないように給食の調理等を務めさせていただきましたが、実態につきましては、この募集の期間中、実は調理師につきましては、令和３年の１２月、それから、令和４年の１月で不足の３名分については補充が完了しております。
　それから、調理補助につきましては、やはり令和３年１２月までに４人募集が完了しまして、現在では通常のメンバーで運用が滞りなく進められているということになっております。
　それから、２点目でございます。修繕料の内容でございますが、令和３年度の約３００万円程度の当初の予算については、特にもともと予定しているものはなく、年度途中に急に発生した緊急修繕に対しての予算を取らせていただいているものでございます。
　結果、令和３年度中に発生しました修繕につきましては、小さなものも含めますと２７件ございますが、合計で１３１万円ほどの予算額で執行が済んだという形になっております。以上です。
○議長（小川龍美）　田中事務局長。
○事務局長（田中智文）　配送業務委託の３点目の件で、私のほうからお答えさせていただきます。
　配送業務なんですが、第１センターと第２センターの給食配送車が計６台ございます。その６台を給食配送業務委託として委託業務で発注しているものでございますが、当初の予算としましては、３，９８２万９，０００円で、支出済額が３，４１２万２，０００円ということで、不用額が５０７万７，０００円ということで、かなり不用額が多いんですが、これは毎年見積り合わせをしているわけではなくて、５年に１度見積り合わせをしている経過もあります。令和３年度がちょうどその５年に１度の見積り合わせの期間でございまして、なぜそんな５年間にしているかといいますと、ラッピングしている、見ていただければ分かるんですけど、先ほど管理者が冒頭の挨拶でポスターコンクールの優秀作品が各１台、側面にそれぞれ２か所掲示しています。そういうものを貼り替えたりする経費ですとかそういうものを考えると、ある程度の年数を考慮したほうがいいということで、５年間ということで見積り合わせをしております。
　令和３年度については、７社に見積り依頼をかけまして、結局、金額がこの契約金額で落札をいただいた経緯がございます。
　実際には、委託内容を変更したとか、見直したとかそういう経緯はございませんので、実際に企業努力でこの金額をいただいたというのが実際のところでございます。
　以上です。
○議長（小川龍美）　鈴木議員。
○２番（鈴木拓也）　分かりました。

１点目の会計年度任用職員なんですけれども、調理師と調理師の補助と。時給だとどのぐらいなんでしょうか。また、一般の同様の職種の方との関係でいうと、高いのか、低いのか、同程度なのか。今後も入替えあるでしょうけれども、また集まらなかったという話だと困るものですから、ちょっとその水準を教えてください。

２点目は、緊急修繕が令和３年度はなかったということで、分かりました。

３点目なんですけれども、人件費高騰、人手不足の中で随分下がってよかったなという面もあるんだけど、前が高過ぎたということでもあるのかなって、ちょっと意地悪な見方をすれば思ったりするわけですけれども、お金の面は置いておいて、毎日毎日、車で運んでもらうということですので、特に交通安全ですとか、安全運転ですとか、その辺はこの業者さんにもしっかりやっていただいていると。また、体調管理とか、いろんな事故がありますから、そういうふうに、こちらとしては、つかんでいるのかと、ちょっと確認ですけれども、当然のことではあるんですけれども、確認させていただきます。

○議長（小川龍美）　友野給食課長。

○給食課長（友野裕之）　それでは、１点目について、私のほうからお答えさせていただきます。

今、質疑ございました会計年度任用職員の中の調理師及び調理補助、こちらの時給でございますが、調理師につきましては、時給１時間当たり１，３００円でございます。それから、調理補助につきましては、１時間当たり、令和３年度の時点では１，０５０円ということになっております。共にこちらは羽村市の会計年度任用職員の時給単価を基にして、こちらは合わさせていただいております。

そして、この金額がレベル的にはどのくらいかということでございますが、毎年これは私ども給食センターのほうでも調査はしているんですが、近隣の給食センターなどに聞き込みを行ったところ、まず調理師の１，３００円につきましては、かなり当センターのほうが金額が高い模様でございます。中には、調理師と調理補助、同じ１，０５０円で雇用しているような給食センターもございますので、その辺は当センターのほうがちょっと上になっているかなと思います。

また、調理補助につきましては、最低賃金に合わせて変更はございますが、今のところは羽村市のルールにのっとりまして１，０５０円ということで、これはどこのセンターにおいても一律の条件でやるという状況でございます。以上です。

○議長（小川龍美）　田中事務局長。

○事務局長（田中智文）　配送業務委託の件で、安くなって大丈夫かというようなご指摘でございますが、実際に５年前に契約していた配送業者と同じ同業者でございます、実際には。ドライバーについても、引き続き同じ方を派遣していただいて配送委託していただいています。

実際には、羽村市の営業所から１台まとめて給食センターに来ていただいて、配送車に乗って配送していただくということになっていますので、法令で道交法とかの遵守を、当然、運送業者ですので、アルコールチェックなどは出勤前に事務所でしてから必ず来る、そういうことは徹底して行っています。

あと、日々の交通安全とか、交通ルール、交通法規の遵守は、当然、配送業者ですので、プロの方ですので、当然、教育も受けているものと認識していますので、安かろう、

悪かろうということはないというふうに感じています。
以上です。
○２番（鈴木拓也）　分かりました。
○議長（小川龍美）　ほかにございますか。鈴木議員。
○３番（鈴木拓也）　すいません、引き続き質問させていただきます。
今度、事務報告書のほうなんですけれども、１１ページ、光熱水費関係使用料です。令和２年度との比較が次ページにわたって様々載っておりまして、全て、上がっているということで、令和２年は、先ほどご説明があったコロナの事情がありましたので、上がっているんだろうなというふうにも読めるわけですけれども、ただその前と比べて、省エネというのは当センターではどんなふうに取り組まれているのかなと。実際、その使用の電気料ですとか、ガスの使用料ですとか、その辺はどんな状況になっているのか。省エネに対する意識や努力、併せてどうなっているのかということです。
２点目は、事務報告書１３ページなんですけれども、一番下のところで牛乳パックのリサイクルも結果が出ております。こちらは２年度と比べても随分減っちゃっているんですが、これは何故なのかお尋ねします。
３点目は、同じく同報告書３２ページなんですけれども、食物アレルギーへの対応ですね。対応申請者数が５７９人、それから、アレルギー献立の配付が１８６人、面談実施４人、恐らく、アレルギーの深刻さ等によってどこが対応するかということが数字として変わってきているということなんでしょうけれども、簡単に、どういうケースであるとアレルギーの献立の配付までいくのか、あるいは面談までいくのか。ちょっとその辺、以前も実は聞いた覚えがあるんですけれども、忘れちゃったものですから、改めてそれをお聞きしたいと思います。
あるいは、実際にはアレルギーはあるんだけれども、申請もしないというケースも、もしかしたらあるのかなというふうに、ようするにアレルギーをお持ちのお子さんというのは５７９人よりも多いのかもしれないなんて思ったんですけれども、ちょっとその辺、対応の経緯と合わせてちょっと全体のアレルギーの子供の状況を、できたら経年変化も含めて出していただくと、ちょっとずつあげてもらいたい。立替にも関わるものですから、それを教えていただければと思います。以上です。
○議長（小川龍美）　田中事務局長。
○事務長局（田中智文君）　では、私のほうから１点目の省エネに関しての取組についてお答えさせていただきたいと思います。
まず、給食センターの主な熱源というのは、ボイラーによる熱を釜にやって釜で調理するような、それがメインでございますので、重油の一番使用頻度が高いのが実際でございます。
省エネということですが、例えば、電気であれば、調理場の施設の照明については、古い施設なので水銀灯を昔から使っているのが実情なんですけれども、それが経年劣化で切れたりしますと、それを当然、今のＬＥＤに替えまして、当然使用電力の抑制を図っていく、そういうこともしていますので、できることからぐらいしかやれないのが実態ですけど、何か修繕とかそういうことがあれば、最善の省エネに対応するような機器に買い替えるだとか、そういうことに意識を注いで省エネについて取り組んでいるという

のが実態でございます。以上です。

〇議長（小川龍美）　友野給食課長。

〇給食課長（友野裕之）　それでは、私のほうから、２点目、３点目ついてお答えさせていただきます。

初めに、２点目の牛乳パックの件でございます。

令和２年度と令和３年度を比べて、実際、令和３年度の実績のほうの量が減少しているということの理由でございますが、こちらにつきましては、令和２年度から、学校給食の牛乳を配送する牛乳の製造工場、こちらが牛乳パックの引取りを全面中止となったことに伴いまして、当給食センターでは、令和２年度から給食の牛乳パックを引取り、破砕して古紙収集業者のほうに持っていっていただいているという状況が始まっております。

開始当初に比べまして令和３年度が低い理由でございますが、令和２年度の回収の状況は、確認した段階で収集業者の計上の仕方が、１袋当たり何キロという目分量での測定の仕方をしていたということが、令和２年度後半に分かったことに伴いまして、やはりこちらは無料で引き取ってもらっているものでございますが、やはり正確な数量がこちらとしても知りたいということでお願いを申し上げまして、令和３年度から、はかりによる数量計算の方式に業者さんに変えていただいた経緯がございます。

結果、やはり目分量と違いまして正確に出る分、実際には数値的には減少したというのが状況でございます。

それから、３点目、アレルギーの関係でございますが、まずこちらの献立表の配付や面談の経緯でございますが、こちらは、まず春先に各学校にお願いしまして、学校給食における食物アレルギーの対応申請書というのを保護者から提出していただいております。その中に、各お子さんの「どんなアレルギーなのか」「どんな食物によるアレルギーなのか」「過去にアナフィラキシーショックを起こしましたか」とか、「現在、エピペンの所持をされていますか」といった質問項目のほかに、「アレルギー用献立表及びアレルギーチェック表の配付を希望しますか」というものがあります。こちら、保護者のほうで、「希望する」「希望しない」を書いていただいて、希望しない方には、この申請書の提出のみということで、それが恐らく五百何件、そのうち希望される方がさらに人数が少し減っていると。

合わせてもう一つ、アンケートの内容に、「保護者それから、学校長、養護教諭、担任の先生、それから、給食センターの三者でお子さんの今後の給食のアレルギーの対応について面談を希望しますか」という欄もございます。こちらに保護者のほうで「希望します」というふうに希望された方が４件ということで、こちらについては４月早々にこちらも該当する小学校、中学校に栄養士と出向きまして、三者でお子さんの状態について、どういうふうに、現状できる給食センターのアレルギー対応を含めまして、どのように学校で今後、アレルギー対応をしていくかということを協議していくということになっております。

あと、経年の変化につきましては、実際、やはり昔に比べるとアレルギーの全体のお子さん、程度が軽い、重たいは別として、年々増えてきているというのが傾向的には読み取れるかなというふうに思っております。

それから、いずれにしましても、引き続き、やはりアレルギーの対応については、今後の重要課題の一つとなっておりますので、当給食センターのほうでも、引き続き注意深く対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（小川龍美）　鈴木議員。

○３番（鈴木拓也）　１点目の省エネのことなんですけれども、ＬＥＤ蛍光灯、電球への切替え、やはりそんなものなのかなと。現在、何％ぐらいまでＬＥＤ化されてきているのか、ＬＥＤ化ですね。

それから、省エネ、なかなか難しいということなので、建て替えまで１０年近くかかるということもあるので、再エネの利用ということもしっかり取り組んでいただけたらなというふうに感じるんですね。太陽光パネルですね。蓄電池なんかと一緒に設置をするだとか、また、契約する電気会社も再エネをより多く利用している会社、もちろん安いというのが大前提になるんですけれども、両方をにらみながら契約をしっかり見直していくとか、そんなことをぜひやったらどうかというように思うんですけれども、もし検討していることがあれば、しっかりとお話しいただいた上で、今後どうするのかという点をお尋ねいたします。

２点目の牛乳パックの件は分かりました。正確になったということで、いいと思います。

３点目の食物アレルギーなんですけれども、提出した子供の数、それから、献立の配付を希望した子供の数、これは分かるんですけれども、実際どうしているのかなということもあると思うんですけどね。卵でアレルギー出ちゃっても、除去食をやっていませんからね。給食をどうやって食べているのかな。表を配付されていれば、これは食べないようにしようって、事前にそれは気をつけることはできるんですけれども、中にはすごく深刻なお子さんがいて、ほとんど食べられないみたいなお子さんも、もしかしたらいるんじゃないかなんて考えるんですけれども、その子供がどうしているかという状況は、センターとしては十分につかまえているのかどうか。その上で、今後、建て替えの場合には、代替食や除去食などをどうしていこうかという話になると思うんですけれども、その状況把握、こちらとしてはどうしているのかという点をお聞きします。

○議長（小川龍美）　田中事務局長。

○事務長局（田中智文君）　水銀灯のＬＥＤ化の率ということなんですが、細かい資料を持っていないので、その辺、ちょっと今お答えできないんですが、水銀灯に関しては、おおむねＬＥＤ化しています。あと残っているのが、こういう蛍光灯のものがあるので、それをＬＥＤ化するかどうかというのが残っているのは確かな状況です。以上です。

○議長（小川龍美）　友野給食課長。

○給食課長（友野裕之）　それでは、３点目のアレルギーの件についてお答えいたします。

実際、児童・生徒がどのように学校給食を食しているかというような実態把握でございますが、一つ目として、まず、アレルギーがある給食の品目が出るときに、アレルギーの献立表に基づいて、ご家庭ですとか、それから、お子さんが独自に給食でその部分を除いて給食を食べているというのは伺っております。その分、その１品少なくなる場合もございますので、その場合はほかの品を少し増やして食べるとか、そういったことは学校のほうで調整しながら行っているというのは伺っております。

それから、あとほとんど食べられないような重度のアレルギーをお持ちの児童・生徒につきましては、やはり独自にお弁当を学校のほうに持ってきまして、中にはそういう成分が皮膚に触れただけでもアレルギーを起こされるようなお子さんもいらっしゃいますので、そういった方は、給食の時間になりますと、お弁当を保健室だとかそういったところに移動しまして、そこで保健の先生と一緒にご飯を食べているというようなことは伺っております。

いずれにしても、面談をされるようなお子さんですね。特に、アレルギーにかかると重たい症状が出るようなお子さんが面談ではよくお受けになりますので、そこのところは、やはり学校と給食センターのほうで、そういったアレルギーが口に入らないように、学校全体を通して調整するのはもちろんですが、保護者と連携しながらやっているという話は伺っておりますし、現在のところは、そういった事故が起きているという情報も、毎年ですが、伺っておりませんので、実際にはうまくできているのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（小川龍美）　２回目の質問で、再エネについて業者の選択ですか、もう一度お願いします。鈴木議員。

○３番（鈴木拓也）　すみません、先ほどちょっと調整している間に話してしまったので。

省エネ、なかなかできること多くないので、建て替えまで１０年ぐらいかかるというので、再生可能エネルギーの利用促進ということも、今の建物のままでもやる必要があるんじゃないかなと思いまして、例えば、太陽光パネルを蓄電池なんかのシステムと一緒につけて、少しでもＣＯ$_2$排出削減、電気の削減につなげられるということを、何か検討しているのか、あるいは今後どうするのかということ。

また、電気会社の契約も、再エネをたくさん使っているところとできれば、コストが同じであれば、同程度であれば契約して、やはりそちらを公的な、促進していくということなんかもぜひ考えたらどうかなって、それもお聞きしました。

また、ちょっと今、３点目に関して、答弁は分かったんですけれども、実際、子供がどういうアレルギーの状態で、どう対応しているのかというのは、センターのほうではあまりきっと状況や人数も含めて把握していないのかなって。結局、分かっているのは個々の学校という形になっているのかなって、答弁を聞いて思ったんです。今後はやはり当センターが、機能をもっと一新して促進していくという点では、主体的にやっぱりその状況をつかみませんと、何をどのぐらいやるかって決められませんので、それは今後は、よりね、もちろん管理の主体は学校でしょうから、学校でしっかりやってもらうのと同時に、当センターもその状況をしっかり集めて、子供がどうしているのか、弁当を何人ぐらい今は持ってきて何とか頑張ってやっているのかと、定量的に、また形成的にも含めて詰めていく必要があると思ったので、そこはお考えをお尋ねします。

○議長（小川龍美）　田中事務局長。

○事務長局（田中智文君）　まず、電力の会社なんですけど、現在の電力供給会社は令和２年４月に変えております。ただ、議員ご指摘の再生エネルギーの会社ではないので、今度、定期的にある程度期間を区切って見直しを図るということになっていますので、そのときにはその視点も入れて検討してまいりたいと考えております。

あと、太陽光パネルとかそういうものの設置なんですが、現在の施設は古いので、上

に乗せることが可能なのかどうなのかという調査も必要だと思いますので、もしそういう必要があれば、調査した上で入れていくなり、そういう形になると思います。

できればそういうふうに、前向きにそういう太陽光発電を積極的に取り入れていくというのは今の社会情勢の必然ですので、当然、検討していくのは確かですので、ぜひ今後の検討材料とさせていただければと思います。以上です。

○議長（小川龍美）　友野給食課長。

○給食課長（友野裕之）　それでは、３点目のアレルギーの件でございます。

確かに、アレルギーの把握につきましては、給食センターの現状を踏まえますと、やはり除去食であったり代替食という提供がないものですから、具体的にはどんな食材のどんなアレルギーが何件というところまでは、実際のところ、センターのほうでは把握するのは難しい状況となっております。

ただ、お弁当につきましては、令和３年度につきましては、小・中学校で６件、お弁当を持って給食を食べているという情報は伺っております。内訳としましては、小学校で４件、それから、中学校で２件という、お弁当持参で食べているという情報はこちらのほうでも把握しております。以上です。

○議長（小川龍美）　ほかにございますか。富永議員。

○２番（富永訓正）　細かいことかもしれないんですけれども、２点ほどお伺いします。

決算書１３ページ、事務所費の一般管理費なんですけれども、委託料。まず、新聞折り込み広告掲載委託料、何か年１回のようなんですけれども、ちょっと私の注意不足かどうか、これは私、見た記憶がないので、一体どういうものなのか。それと、新聞折込みということは、新聞に折り込むんでしょうけれども、何新聞に折り込んでいるのか。それと折り込みの配布範囲、当然、羽村市と瑞穂町全域だと思うんですけれども、その辺ちょっと確認させていただきたいと思います。

それと２点目が、同じ１３ページの財務会計システム改修委託料ですけれども、財務会計システムをカスタマイズということなんですが、これちょっと内容を教えていただきたいなと思いますので、この２点、よろしくお願いします。

○議長（小川龍美）　友野給食課長。

○給食課長（友野裕之）　それでは、まず、１点目の新聞折り込み広告掲載業務委託料についてでございますが、まずこちらは、調理師、それから調理補助、こういった職種が令和３年度は不足していたもので、それの募集をかけるために１回、新聞折り込みに募集を広告にかけたものでございます。

掲載の新聞社につきましては、読売新聞と毎日新聞の２社で、掲載範囲につきましては、これはちょっと広いんですが、羽村市、瑞穂町全域はもちろんですが、西多摩の８市町村、それから、武蔵村山市、東大和市、立川市、国立市と、それから、埼玉県では、入間市と飯能市の一部、こちらのエリアについて広く募集を行ったものでございます。

結果、１名ですが、応募がありまして、現在、採用させていただいておりまして、給食センターのほうでご活躍されている調理師がございます。以上です。

○議長（小川龍美）　田中事務局長。

○事務長局（田中智文君）　それでは、２点目の財務会計システム改修委託料について、私のほうからお答えさせていただきます。

令和３年３月に、当組合では新財務会計システムを導入いたしました。導入に当たっては、パッケージソフトを基本として、ノンカスタマイズで利用する方針でいました。ですが、当組合の会計業務に合わせてシステム設定変更を行う必要が生じましたので、今回、その改修を行ったということです。

具体的には、給与システムと財務会計システムの連携でございます。改修前は、正職員の給与等にかかる伝票を起票する際は、給与管理システムを使用し、給与等のデータを入力して作成した帳票を基に、職員が事務所費分と教育費分をそれぞれ再度手入力で財務会計システムに入力して伝票を作成するということを行っていました。これを給与管理システムと財務会計システムを連携し、データを給与管理システムから財務会計システムに取り込めるようにカスタマイズしたものでございます。

それと、２点目は集計帳票のエクセルの出力でございます。改修前は、集計帳票はＰＤＦによる出力とＣＳＶ出力のみの出力でございましたが、これをエクセルにデータを変換できるようなカスタマイズを行っております。それに加えて独自の帳票の様式の作成も、今回、これに合わせて改修を行っております。

改修の内容は以上でございます。

○議長（小川龍美）　富永議員。

○２番（富永訓正）　１点目の新聞折り込みなんですけれども、人材募集のための広告ということで、そうすると、令和３年１回やったということで、毎年やっているものじゃないということですね。その辺確認させてください。

それと財務会計システムのほうなんですけれども、様々な部分の改修ということなんですが、そうすると、新地方公会計制度、いわゆる企業会計、これを目指すための改修ということではなくて、一般的な使い勝手といいますか、その辺の改修ということにとどまっているということでよろしいでしょうか、その辺、確認させてください。

○議長（小川龍美）　友野給食課長。

○給食課長（友野裕之）　それでは、１点目についてお答えいたします。

新聞折込の委託料でございますが、議員おっしゃるとおり、これは人材が不足したために募集をかけた一つの手段として新聞折り込みをさせていただいたということなので、現在のところは補助人員が足りておりますので、今後、また人材が不足すればやるかもしれませんが、現在のところ、毎年やっているというわけではございません。以上です。

○議長（小川龍美）　田中事務局長。

○事務長局（田中智文君）　財務会計システムにつきましては、議員のご指摘のとおり、従来の財務会計システム導入ということでございます。以上です。

○議長（小川龍美）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第１号「令和３年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定

について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

渡辺代表監査委員につきましては、ここで退席をさせていただきます。

（渡辺監査委員退席）

○議長（小川龍美）　次に、日程第５、議案第８号「専決処分の承認を求めることについて〔令和４年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第１号）令和４年９月３０日専決〕」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山）　議案第８号「専決処分の承認を求めることについて〔令和４年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第１号）令和４年９月３０日専決〕」につきまして、ご説明いたします。

本案は、給食食材費の価格高騰により給食の安定的な提供が懸念されることから、今後、必要な栄養価を維持し、より安定的に給食を提供するための予算を措置する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分とさせていただきました。このことから、同法第１７９条第３項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ、７０２万３，０００円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ３億９，２０３万８，０００円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入につきましては、国から羽村市、瑞穂町に交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の令和４年度追加項目である「コロナ過における原油価格・物価高騰対応分の学校給食費の負担軽減」項目を活用し、両市町の９月定例会に計上された補助額に基づき、雑入に原油価格・物価高騰対策補助金として７０２万３，０００円を措置したものであります。

歳出につきましては、学校給食の食材費の支払いについては、公会計である組合予算からではなく、私費会計である「羽村・瑞穂地区学校給食センター学校給食費会計」より支払うことになることから、歳入額と同額である７０２万３，０００円を、給食費会計へ補助金として支出する額を、学校給食用食材購入補助金として措置したものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（小川龍美）　これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。鈴木議員。

○３番（鈴木拓也）　もちろん賛成なんですけれども、ちょっと私の記憶違いかもしれないんですけれども、羽村市のこの対応補助金、６００万円ぐらい追加されていなかったかなと思っていまして、足りればいいんですけれども、羽村がお金残したことなのか、ちょっとその辺、何か聞いていることがあればちょっと教えていただけないでしょうか。

それから、これも来年３月までの話ですよね。その後、もしこれがない場合は、多分給食費の値上げをちょっとしないと同レベルの給食を保てなくなりますよね。そうする

と、値上げに向けて様々、委員会ありますよね、検討する委員会。あれもやらなければいけないという話に、もうぼちぼちなってくるわけですけれども、来年度に関しては、瑞穂町や羽村市からどういう意向を聞いているのか。それによっては給食費を検討する委員会、やるのか、やらないのかという話が始まらなければいけないので、ちょっとその辺の状況をお尋ねします。

○議長（小川龍美）　田中事務局長。

○事務局長（田中智文）　議員おっしゃるとおり、羽村の補正予算で６００万円でございます。なぜ６００万円というのは、こちらのほうで詳細はお答えすることはできませんけど、こちらの何でこのトータルの金額にしたのかという経緯をご説明させていただきます。

まず、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会から、構成市町である羽村市、瑞穂町に対して令和４年８月８日付で「コロナ禍における原油価格・物価高騰に伴う給食食材に対する羽村・瑞穂地区学校給食センター支援について」という文書を発出しております。この文書の中では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、加えて急激な円安などの社会情勢の不安などにより、物価高騰による学校給食に係る食材費等の価格上昇が続いていることから、必要な栄養価を維持した学校給食のさらなる安定した提供を行っていくため、新型コロナウイルス感染症対応市町村臨時交付金を活用しての支援をお願いしたところでございます。

そこで羽村市、瑞穂町に対しては、７月末現在で発表されています総務省の２０２２年６月分の消費者物価指数による都内食糧に掲げる物価上昇率がプラス３．９％でございました。この３．９％を指標として影響額を算出しております。

具体的には、小学校低学年が１食当たり２３０円でございます。それの３．９％相当というと、８．９７円でございます。小学校中学年については２４０円の３．９％相当分の９．３６円、小学校高学年２５０円の３．９％相当分の９．７５円、中学校の２９０円の３．９％相当分は１１．３１円となります。このことから、物価高騰による影響額を、小学校に関しては、１食当たり９円と試算しております。中学校に関しては１１円と仮定しました。

この１食当たりの影響額に対して、小学校分としては、羽村市の児童数２，６３２人、瑞穂町の児童数が１，４９０人、計４，１１２人でございますので、それに対して小学校の９月以降の給食基準日数である１１９日を掛けております。そうしますと、合計で４４１万４，６６２円と小学校分は算出しております。

中学校分としては、羽村市の実生徒数が１，４０７人、瑞穂町の生徒数が７４９人、合計で生徒数が２，１５６人。ですので、中学校の９月以降の給食の基準日数である１１０日に対して１１円を掛けますと、２６０万８，７６０円となります。

小・中学校の９月以降の影響額の合計は７０２万３，４２２円となります。この影響額を羽村市、瑞穂町の児童・生徒数の案分により案分した額が、羽村市が４５１万９，０００円、瑞穂町が２５０万４，０００円を、それぞれ原油価格・物価高騰対策補助金としてお願いしたものでございます。

まず、１点目は以上でございます。

２点目の来年度以降どうするかということなんですけど、まず、来年度の時点ではま

だ値上げは考えておりませんので、まずは、給食食材というのは、いろんな食材を組み合わせてメニュー、献立を作っておりますので、特に生鮮野菜とかそういうものはコロナの影響というよりは、どっちかというと気候変動で取れなかったり、不作であったり、そういう影響を大きく受けますので、よく取れて安価なものを組み合わせるだとか、あとは肉については、例えば、部位をもも肉から小間肉にするだとか、そういう部位をいろいろ創意工夫したりとか、そういうことを組み合わせて、あとは米であれば産地によって価格が変わりますので、より安価な産地を選んだりとか、そういう創意工夫をしながらやっていかなければならないと考えております。

そこで、もし今年度みたいに国からそういう補填みたいなものがあれば、そういうようなものの情報収集をしつつ、来年度は何とかやっていくという考えでいますけど、来年度その先については、この状況が好転するというのはちょっと見通しが見込めませんので、来年度については、教育委員会の附属機関である学校運営審議会に給食費の適正化について諮問をして、妥当なのかどうなのかというのをいただく予定であります。

ですので、もしそこで結論がどう出るか分かりませんけど、それを上げるとなれば、実際には令和５年度に検討して、６年度にそれを反映するかどうかというそういうふうな流れになると思います。

現状では、以上です。

○３番（鈴木拓也）　分かりました。

○議長（小川龍美）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第８号「専決処分の承認を求めることについて〔令和４年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第１号）令和４年９月３０日専決〕」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第６、議案第９号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山）　議案第９号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するものであります。また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を明記するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小川龍美）　田中事務局長。

○事務局長（田中智文）　それでは、議案第９号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の細部につきまして、ご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案第９号資料「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例　新旧対照表」の１ページをご覧ください。

まず、第２条をご覧ください。

育児休業等については、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、必要な事項を条例に定めることになっており、第２条では、育児休業をすることができない職員を規定しております。

条文の構成としては、育児休業をすることができる非常勤職員を、現行では第２条第３号のアからエに規定し、これに当てはまらないものが育児休業をすることができない非常勤職員として規定する形になっております。

アの（ア）を削除しておりますのは、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、１年以上の在職期間の要件を廃止しようとするものです。

（イ）（改正後は（ア））の改正は、子の出生の日から５７日間以内に育児休業を取得する非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和しようとするものです。

次に、１ページの後段から２ページになりますが、イの改正は、文言を整理するものでございます。

次に、３ページから５ページにわたっております第２条の３の改正は、子が１歳になった日以降に育児休業を取得する非常勤職員が育児休業を柔軟に取得できるよう、子が１歳以上１歳６か月未満の期間に、夫婦が交替で育児休業を取得できるようにするものです。

次に、６ページ、第２条の４の改正は、非常勤職員の育児休業の対象期間について、子が１歳６か月から２歳に達する日までの間に、夫婦が交替で育児休業を取得できるようにするものです。

７ページ右側、第２条の５を削除し、８ページの左側、第３条の２を追加する改正は、法改正に伴い条文を整理するものでございます。

７ページにお戻りください。

第３条第５号は、現行では、同一の子について、原則１回としている育児休業の取得回数が緩和され、特別の事情にかかわらず、原則２回まで育児休業を取得することができるようになることから、育児休業等計画書により申し出る仕組みを削除するものでございます。

７ページの右側、第３条第８号を削除し、８ページの左側、第７号を追加する改正は、任期の定めのある職員について、任期の末日を育児休業期間の末日とする育児休業をし

ている場合、引き続いて任用されることに伴い、引き続いての任用の日を育児休業の初日として、再度の育児休業をしようとする場合、３回目の育児休業の取得を可能にしようとするものでございます。

次に、８ページ後段、第９条の２、非常勤職員の部分休業の取得要件を緩和し、１年以上の在職期間の要件を廃止しようとするものです。

次に、９ページ、第１３条第１項は、妊娠・出産等を申し出た職員に対して、個別の周知・意向確認のための措置を講じることを義務づけようとするものです。

第２項は、妊娠・出産等を申し出た職員が不利益な取扱いを受けることがないよう、規定するものです。

第１４条は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を新たに規定するもので、第１号が職員に対する育児休業に係る研修の実施、第２号が育児休業に関する相談体制の整備、第３号がその他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置であります。

最後に、付則についてですが、９ページ後段を御覧ください。

付則第１項は、施行期日を定めております。

付則第２項は、経過措置を定めており、この条例の施行日時点で、既に育児休業の承認を受けているものは、改正後の条例の規定により、育児休業の承認を受けたものとみなす、というものでございます。

以上をもちまして、議案第９号の細部説明とさせていただきます。

○議長（小川龍美）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第９号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第７、議案第１０号「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山）　議案第１０号「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の施行

に伴い、地方公務員等共済組合法が改正され、会計年度任用職員等の社会保険が全国健康保険協会から地方公務員共済組合へ移行されることとなります。このことにより、会計年度任用職員の期末手当基礎額の根拠法令が変更となりますことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、議案第１０号資料のとおり、第５条第２項中の、期末手当の額の算定方法にかかる読み替え規定について、「期末手当基礎額（基準日における健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４０条に規定する標準報酬月額とする。）」を「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第２条第１項に規定する会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額を基礎として組合規則で定める額」に改めようとするものであります。

なお、期末手当基礎額についての規定は、組合規則を一部改正し、定めてまいります。

この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小川龍美）　これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告はありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第１０号「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第８、議案第１１号「令和４年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第２号）」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山）　議案第１１号「令和４年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第２号）」につきまして、ご説明いたします。

今回の補正は、先ほどご認定いただきました令和３年度の歳入歳出決算の確定に伴い、歳入歳出それぞれ１，２０４万２，０００円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ、４億４０８万円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入では、繰越金について、１，２０４万２，０００円を増額するものです。

次に、歳出では、予備費について、１，２０４万２，０００円を増額するものです。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（小川龍美）　これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（小川龍美）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（小川龍美）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第１１号「羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第２号）」の件を採決いたします。
お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（小川龍美）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。
次に、日程第９、議案第１２号「令和４年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。
○管理者（橋本弘山）　議案第１２号「令和４年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更」につきまして、ご説明いたします。
お手元に配付しております議案第１２号資料を御覧ください。
羽村市および瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年５月１日現在の在籍児童・生徒数をもって確定しております。
このことから、当初予算策定時に推計しました児童・生徒数に対しまして、羽村市の児童・生徒数は、１３人の減で４，０３９人、瑞穂町の児童・生徒数は、２５人の増で２，２３９人、合計では、１２人の増で６，２７８人となりました。
したがいまして、変更後の分賦金を、羽村市は２億１，５４４万３，０００円、負担割合が６４．３４％、瑞穂町は１億１，９４０万８，０００円、負担割合が３５．６６％に変更させていただくものであります。
以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。
○議長（小川龍美）　これをもって提案理由の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（小川龍美）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（小川龍美）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第１２号「令和４年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を採決いたします。
お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（小川龍美）　ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。
次に、日程第１０、議員提出議案第１号「羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則の一部を改正する規則」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。石居議員。

○５番（石居尚郎）　議員提出議案第１号「羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則の一部を改正する規則」、本議案を別紙のとおり羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則第１３条の規定により提出いたします。

令和４年１１月１１日。羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議長　小川龍美様。

提出者、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議員　石居尚郎。

以下、敬称を略させていただきます。

賛成者　同上・石川修、賛成者　同上・鈴木拓也。

押印等の見直しに伴い、請願書の記載事項等の規定を改めるため、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則の一部を改正する必要があることから、この案を提出いたします。

それでは、改正の内容につきまして、ご説明いたします。新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第４８条第１項において、請願書に記載する内容について「記載し、押印」としていたものを「記載」に改め、同第２項における紹介議員について「署名又は記名押印」を「氏名を記載」に改めるものです。

なお、この規則は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小川龍美）　これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議員提出議案第１号「羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則の一部を改正する規則」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第１１、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第７２条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美）　ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後３時５４分　閉会